

## 市有財産(金地金)売払いに伴う一般競争入札説明書

市有財産の売払いについて、以下のとおり一般競争入札を実施するので、買取希望者は、この入札説明書の各条項を承知の上、あらかじめ入札参加の申し込みを行い、所定の手続きに従い入札を行うこと。なお、入札手続き等について不明な点は、山梨市役所 管財課に照会すること。

### 1 一般競争入札により売払う動産

品名	数量	最低買取率
金地金(田中貴金属工業株式会社製)1kg	2本	100%
金地金(田中貴金属工業株式会社製)300g	1本	100%

- ・買取率とは、田中貴金属工業株式会社が午前 9 時 30 分に公表している「店頭買取価格(税込)」を基準額として、当該基準額に乗ずる換金率のこと。(以下、「買取率」という。)
- ・最低買取率とは、あらかじめ当市が定めた最低買取率であり、これを下回る入札は無効とする。

### 2 仕様内容(買取方法、買取条件等)

- (1)入札においては、田中貴金属工業株式会社が午前 9 時 30 分に公表している店頭買取価格(税込)を基準に、金地金の買取率(%)を小数点以下第 2 位まで入札書に記載すること。
- (2)実際の買取代金は、田中貴金属工業株式会社が買取日当日午前 9 時 30 分に公表した店頭買取価格(税込)を基準額に、落札した金地金の買取率及び金地金の総重量を乗じた額とする。またその額に円未満の端数が生じたときは、円未満を切り捨てることとする。
- (3)買取日は、令和 8 年 3 月山梨市議会定例会における、当該金地金の財産処分議案の議決後から令和 8 年 3 月 27 日(金)までの間で、落札者と市が協議により定めた日とする。
- (4)金地金(田中貴金属工業製)の買取が可能であること。
- (5)入札にあたり、事前に金地金の査定・真贋の場は設けない。
- (6)買取代金は一括で市が指定する口座に令和 8 年 3 月 27 日(金)までに振込により支払うこと。

- (7)買取は、落札者と市が協議により定めた場所で行うこととし、当市立ち会いの下、査定・真贋、買取代金の口座振込による支払いまでを完了し、その後、金地金を引き渡すこととする。なお、立ち会い、買取、査定・真贋、買取代金の口座振込に要する費用は、落札者の負担とする。
- (8)査定・真贋の結果、万が一正規品以外の品が含まれていた場合は、落札者は正規品のみを入札書に記載した買取率で買い取り、正規品以外の品については、真贋証憑書類を添えて、買取対象から除外できることとする。なお、金地金の引き渡し以降の返品・返金等の申し出は一切受け付けない。

### 3 入札参加資格

入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

- (1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者(当該事実と同一の事由により山梨市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3)入札日現在において、引き続き 5 年以上の営業実績があること。
- (4)営業を行うにつき、法令などの規定による官公署の免許又は許可を受けていること。
- (5)法人税、所得税、事業税、市税、消費税及び地方消費税を納付していること。
- (6)金融機関から取引の停止を受けた者そのほかの経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 199 条又は 200 条の規定により更生計画が許可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされていない者となす。
- (8)入札日から落札決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止処置の期間がない者であること。
- (9)暴力団排除に関する誓約事項(別紙)を承諾した者

## 4 入札参加確認申請書の受付

一般競争入札に参加希望の方は、必要事項を記載した一般競争入札参加申請書を持参又は郵送のうえ、次の(1)から(3)により申し込みを行うこと。

入札参加申請書を提出しない者又は参加の資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

### (1) 受付期間及び時間

・令和 8 年 1 月 13 日(火)から令和 8 年 1 月 19 日(月)まで。

・午前 9 時から午後 5 時まで。(正午から午後 1 時を除きます。)

※郵送等で申し込む場合は、必ず簡易書留で令和 8 年 1 月 19 日(月)までに必着のこと。なお返却は理由を問わず一切行わない。

### (2) 提出場所

405-8501 山梨県山梨市小原西 843 番地

山梨市役所 西館3階 管財課 契約検査担当

### (3) 提出書類

①入札参加資格確認申請書

②全部事項証明書(履歴事項証明書)1通

③印鑑(登録)証明書 1通

④古物商許可証の写し(法人用)

⑤誓約書(「3 入札参加資格」を満たしている者であることを誓約する書面)

⑥委任状(代理人により入札申し込みをする場合は必要)

⑦返信用封筒

返信用封筒として表に申請者の住所・指名を記載し簡易書留料金分を加えた料金(460 円)の切手を貼った長形 3 号封筒を合わせて提出すること。

入札参加の申し込み手続き後、入札参加資格確認通知書を交付する。入札・開札日には必ず持参すること。

## 5 質問の受付及び回答

本入札の参加申込等に係る質問の受付及び回答については、下記のとおりとする。

### (1) 受付期間及び時間

・令和 8 年 1 月 13 日(火)から令和 8 年 1 月 19 日(月)まで。

### (2) 受付方法・送信先

質問書にて FAX により行うこと。

送信先 山梨市役所管財課契約検査担当 FAX 番号0553-20-1399

(3)回答日・回答方法

令和8年1月21日(水)までに山梨市ホームページ上で公開

6 入札日時・場所・方法等

(1)入札日時

令和8年2月3日(火)午後1時30分

(2)入札場所

山梨市役所西館5階 503会議室

(3)入札方法

郵送による入札は認めないので上記日時・場所に集合すること。

(4)提出書類

- ・入札参加資格確認通知書(写し)
- ・入札書(金地金の買取率(%)を小数点以下第2位まで入札書に記載する)
- ・委任状(必要に応じて提出)

(5)落札者の決定方法

入札した買取率が最低買取率以上かつ最高買取率を提示した入札者をもって落札者とする。落札となる同買取率の入札をしたものが2者以上あるときは、当該買取率の入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

7 契約及び契約費用に関する事項

この契約は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定による市議会の議決を得た後、本市が落札者に対し本契約の意思を示したとき本契約となる仮契約とする。

当市は、議会で議決が得られなかった場合は、落札者に対していかなる責任及び費用負担を行わない。

その他契約に要する費用は、落札者の負担とする。

8 その他

この入札説明書に記載されていない事項で必要なものは、地方自治法・地方自治法施行令の定めるところにより山梨市長が決定する。